明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令（経済産業五〇）　一

〔告　示〕

○除籍が滅失した件（法務四三五、四三六）　一
○原戸籍の一部が滅失した件（同四三七）　一
○日本国に帰化を許可する件（同四三八）　二
○保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件（厚生労働三三三）　二
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（農林水産一三八九～一三九一）　三
○保安林の指定をする件（同一三九二～一四〇五）　五
○保安林の指定を解除する件（同一四〇六～一四一三）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一四一四）　六
○水防法第十条第二項の洪水予報を行う河川を指定する件（国土交通九六六）　六
○水防法第十六条第一項の水防警報を行う河川等を指定する件（同九六七）　七
○道路整備特別措置法施行令の規定に基づき、自動車交通上密接な関連を有する指定都市高速道路の一部を改正する件（同九六八）　七
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁九～一一）　七
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（同一二）　七
○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛一六一）　八
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定の区分等を変更した件（関東地方整備局三三六）　八
○都市計画に関する件（同三三七）　八
○道路に関する件（中部地方整備局一二〇）　八
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（近畿地方整備局一九二～一九四）　八

〔人事異動〕

人事院　外務省　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

労働　一〇
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）　一〇
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一二

〔公　告〕

諸事項　一二
官庁
財団、司法書士懲戒処分、公示送達関係　二
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係　二
会社その他　二九

省　令

○経済産業省令第五十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月三十日

経済産業大臣　直嶋　正行

特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令

特定サービス産業実態調査規則（昭和四十九年通商産業省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

4　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して報告義務者又は一括調査企業の報告義務者が調査票を提出する場合は、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項の規定は、適用しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第四百三十五号

北海道河東郡上士幌町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年八月三十日

法務大臣　千葉　景子

北海道河東郡上士幌村字上士幌東三線二百三十七番地　兒玉　博

○法務省告示第四百三十六号

熊本県天草市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年八月三十日

法務大臣　千葉　景子

熊本県天草郡志柿村九百八十三番地　永野　義勇

○法務省告示第四百三十七号

京都市左京区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十二年八月三十日

法務大臣　千葉　景子

京都市左京区田中野神町十番地一　坂上　卯一